|  |  |
| --- | --- |
| **雇　　用　　条　　件　　通　　知　　書** | 平成　　年　　月　　日　この内容で雇用されることを確認しました。　　　　　　　　　　　㊞ |
|

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　 　年　 　月　 　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　［印］ |
| 契約期間 | ・期間の定めなし・期間の定めあり（　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日　）\*\*契約更新　（ **有** ①自動更新　②更新する場合がある　・　**無** ）　契約更新基準①契約期間満了時の業務量　　　　　　　②従事業務の進歩状況③従業員の能力、勤務成績、勤務態度　　④会社の経営状況⑤（会社の要求する事項を追記）　　　　⑥（会社の要求する事項を追記） |
| 就業の場所 | ・本社　　　　　　　　　　　・工場　　　　　　　　　　　・支店 |
| 従事すべき業務内容 |  |
| 所定労働時間始業・終業時刻変形労働時間制休憩時間所定時間外労働 | 1.始業・終業時刻等1) 始業　　時　　分　～　終業　　時　　分　　計１日　　時間　1週　　時間\*\*（パートタイム契約の場合　週所定労働日数　　日、月所定労働日数　　日）2) 変形労働時間制　　変形期間　　　か月 ・ **1年**1週平均所定労働時間数　　　時間①適用日　　　　　　　始業　　　　時　　　分　～　終業　　　時　　　分②適用日　　　　　　　始業　　　　時　　　分　～　終業　　　時　　　分③適用日　　　　　　　始業　　　　時　　　分　～　終業　　　時　　　分3) 事業場外みなし労働時間制　　所定労働時間労働したものとみなす 4) 裁量労働制　基本　始業　　時　　分　～　終業　　時　　分（対象職種：　　　　　　　　　　　　　　　　　）労働者の決定に委ねる（詳細は就業規則第　　条）2.休憩時間　　計　　　分　　時　　分　～　　　時　　分　　時　　分　～　　　時　　分　　時　　分　～　　　時　　分3.所定時間外労働の有無（ **有**1週　　時間、1か月　　時間、1年　　時間 ・ **無** ）4.休日労働（ **有** ・ **無** ） |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| 休日 | 1.定例日　　毎週　　　曜日（法定休日)、祝祭日、夏季休暇　　月　　日～　　月　　日　年末年始休暇　　月　　日～　　月　　日2.非定例日　指定休日　　週・月当たり　　日3.1年単位変形労働時間制の場合　　年間休日数　計　　日毎週　　　曜日（法定休日)、　　　月～　　月期　　　曜日（　　　日）月～　　月期　　　曜日（　　　日）、その他　（詳細は就業規則第　　条） |
| 休暇 | 1.年次有給休暇　　　日　（初年度発生日　平成　　年　　月　　日）2.その他の休暇　有給　（　　　　　　　　　　　　（詳細は就業規則第　　　条））　　　　　　　　無給　（　　　　　　　　　　　　（詳細は就業規則第　　　条）） |
| 賃金 | 1.基本給　　月給 ・ 日給 ・ 時間給（　　　　　　　　円）2.諸手当　・　　　　　　　手当(　　　　　　　円) 計算方法 ( 　　 )　・　　　　　　　手当(　　　　　　　円) 計算方法 ( 　　 )　・　　　　　　　手当(　　　　　　　円) 計算方法 ( 　　 )　・　　　　　　　手当(　　　　　　　円) 計算方法 ( 　　 )3.所定時間外、休日または深夜労働に対する割増賃金率①所定時間外　　法定超　　+25%　　法　定　内　+0%②休　　　日　　法定休日　+35%　　法定外休日　+25%③深　　　夜　　通常深夜　+25% 　 時間外・休日深夜　+25%+各割増率4.賃金締切日　　毎月　　　　日　　　賃金支払日　　　　月　　　日5.給与改定　（ **有** （詳細は就業規則第　　　　　　　　条）　　・　 **無** ）6.賞与　（ **有** （年　　　回支給　　　月　　月　　月　）　・　 **無** ）7.退職金　（ **有** （詳細は就業規則第　　　　　　　　条）　　・　 **無** ） |
| 退職 | 1.定年　満　　　歳　　　　定年延長制度・継続雇用制度・嘱託雇用制度　　　　　　　　（ **有** （詳細は就業規則第　　　　　条）　・　**無** ）2.自己都合退職手続（少なくとも30日前に届け出ること）3.解雇の事由・及び手続（詳細は就業規則第　　　条） |
| その他 | ○社会保険加入状況健康保険 ・ 厚生年金 ・ 雇用保険 ・ (　　　　　　　　　　　　　 　　)＜その他特記事項＞ |

 |